

（宛先）和歌山保健所長

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

① 申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
② 営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地 和歌山市					
	(ふりがな)					
③ 営業施設情報	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	年 月 日		
	自動販売機の型番		業態			
	HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
	④ 業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設				
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐	
⑤ 営業届出	営 業 の 形 態				備考	
	1					
	2					
	3					
⑥ 担当者	(ふりがな)				電話番号	
	担当者氏名					

【裏面：許可のみ】

⑦ 申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐	
⑧ 営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング				
	(ふりがな)		資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合に限る。		
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水				
⑨ 業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設				☐
	(ふりがな)				
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合に限る。		認定番号等		
⑩ 添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐		
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐		
	☐		☐		
	☐		☐		
⑪ 営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類		備考
	1	年 月 日			
	2	年 月 日			
	3	年 月 日			
	4	年 月 日			
備考					

注意事項

- ⑦から⑪までの項目については、許可営業者のみ記載すること。
- ⑤の項目については、届出営業者のみ記載すること。
- ③、④及び⑦から⑩までの項目については変更がある場合のみ記入し、項目名に○を付すこと。

受付者： 、大要変更の場合 監視員： 月 日（ ） 時 分 ☐連絡待ち